

利用者視点を踏まえた モバイル市場の検証に関する専門委員会 (第4回)

ヒアリング資料

2026. 2. 13 (金)
サムスン電子ジャパン株式会社

1 - 1. 現状の規制存続への弊社認識

1. 指標（データ）に基づく規制のあり方の検討

(1) 電気通信事業法第27条の3の導入時に目指した目的①～④は達成できていると言えるか。
(現在の市場環境や27条の3の規制の効果をどのように捉えているか。)

目的① 事業者間の適正な競争環境の実現

目的② 利用者が自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択

目的③ 利用者間の不公平

目的④ 通信料金の高止まりの解消

(2) 市場環境や27条の3の規制の効果を検証するにあたり、どのようなデータを定点的に観測すべきか。
現在参照しているデータに加えて、他に把握すべきデータはあるか。

(3) 27条の3の規制の最小化を図ることは可能と考えるか。
上記の目的①～④を達成するため、27条の3の規制に代わる対応策が考えられるか。



目的③については、事業者の端末割引原資が通信料収入であると理解するところ、

通信料収入と関わらない割引が行われており、利用者間で不公平が存在すると了知。

※特に、長期・短期利用者間、高額・低額プラン利用者間、機種間の不公平と認識。

1 -2. 現状の規制存続への弊社認識

具体的には、下記3点の不公平が存在すると考える。

枠内は構成員限り
(MNPと機種変更時の端末機種別割引額の差)

- ①割引は将来の収入を原資とするにも関わらず、短期解約しても割引を享受可能な仕組みになっており、**長期利用者と短期利用者間に割引額の不公平**が存在
- ②通信料金プランの月額料金の多寡に関わらず割引額は同等であり、**通信料金の支払いが多い利用者と少ない利用者間に割引額の不公平**が存在
- ③同じ通信料金プランを契約していても機種により割引額が異なるため、**機種間での割引額に不公平**が存在

1-3. 主要国での割引方法と短期解約時ペナルティ

- 主要先進国では、「通信料金プランに応じた割引を適用」することが一般的。
- 途中解約時には「受けた割引額の返還」や「契約期間までの通信料の支払い」を必須とすることが一般的。

	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス	韓国	日本
通信料金に応じた割引・値引き (高額と低額プランでの割引の差)	○	○	○	○	○	×
使用期間拘束 (期間拘束の例)	○ 24・36か月	○ 24か月	○ 24・36か月	○ 24・36か月	○ 24か月	×
拘束期間内の解約時のペナルティ (違約金)	○ 将来の還元受取り権利の消失	○ 残存期間までの通信料の一括支払い	○ 残存期間までの通信料の一括支払い	○ 残存期間までの通信料の一括支払い	○ 解約時まで受けた通信料割引額累計または端末一括値引き額の残月分相当額	ほぼ× 解約時違約金は上限1000円

出所：各の大手キャリアの料金サイトを参考に、当社調べ

2. 現状の規制に代わる対応策案

端末割引原資は通信料収入であるにも関わらず

①利用期間による不公平、②料金プラン内の不公平、③機種間の不公平が存在する。

この解消のために、下記の対応策を提案する。

- 料金プランの月額に応じた割引額の設定

※割引は初期一括あるいは毎月支払い額から選択可とする。

同一料金プランの割引額は機種に関係なく一律とする。

- 初期一括割引を受けた場合、解約時には期間に応じた割引額を返還

3. 顕在化している課題（短期解約問題）

2. 現在、通信市場や端末市場において顕在化している課題はあるか

(1) 短期解約問題については、

① 短期解約の課題は何か。

② 当事者が自主的な対策を講じることはできないのか。

(2) その他、顕在化している課題はあるか。



未使用端末の転売は、現在もあると推測。

※一部機種での転売差益（MNP購入価格 < 転売価格）が要因

- 短期解約しても割引額の返還を求めない現状の仕組みにより、

転売を引き起こす状況となっており、オープン及び中古市場における価値の歪みを招くと認識。

参考) 転売の例

※キャリアにて一括1円で販売された端末が弊社SIMフリー新品価格より、低い価格にて転売される事例が散見される。

Samsung Galaxy A25 5G | ライトブルー | SIMフリースマホ
本体 端末 FeliCa対応 | Samsung純正 国内正規品 | 6.7インチ
| IP68防水防塵 | フルHD+ | 大容量バッテリー 5,000mAh | 通話録音機能 | 端末リモート追跡機能 | SM-A253QLBASJP

過去1か月で100点以上購入されました



色: ライトブルー



ライトブルー
¥28,500
¥29,900



ブルー
¥29,900

第三者出品の
販売価格

弊社出品の
新品販売価格

<参考: カスタマーレビューの例>

開封済み 仕様

2025年12月27日に日本でレビュー済み
色: ライトブルー

オリジナルSIMフリースマホではなく、開封済み 仕様が届きました。
取説は 用、 用アプリインストール済み。

格安SIM用のAPNは登録が無いので、自分で設定(作成)する必要があります。
スマホが壊れ急遽購入の為、このまま使用しています。

仕様ですが、 系の格安SIMでも今のところ問題無く使用出来ています。

仕様

2025年12月9日に日本でレビュー済み
色: ライトブルー

SIMフリーのはずが送られてきた箱には の表示あり。
しかも開封されていた。

国内SIMフリーもあるが、その限りじゃない。

2025年9月23日に日本でレビュー済み
色: ブルー |

国内SIMフリーのはずが、2台購入のうち1台が 機。
本来返品したいところだが諸般の事情で難しく、非常に残念。
可能であるなら国内SIMフリー機を保証して欲しい。

国内正規品とあるが中身が 仕様、しかも開封済み

2025年12月4日に日本でレビュー済み
色: ライトブルー

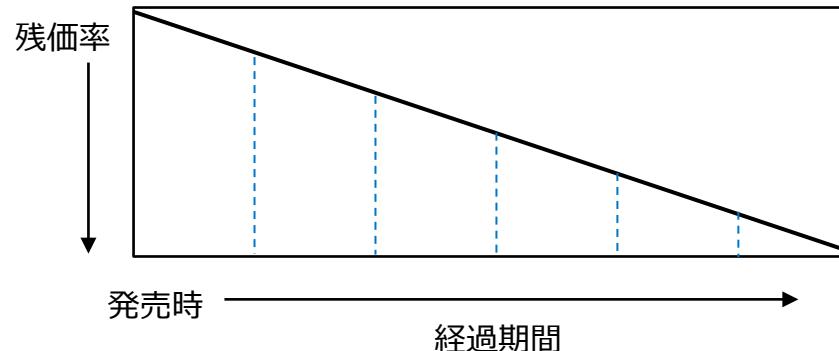
キャリア仕様が嫌だったので国内正規品と記載があるこちらをキャリア仕様より4,000円近く高い値段で購入しましたが立ち上げると中には 系アプリがしっかり入っておりただの 用の端末でした。

4-1. その他顕在化している課題①

- RMJ平均買取価格のベンチマークの形骸化。
- 残価率のグループングがキャリアの裁量で算出されるため、同型端末でもキャリアによって残価率が異なる状況。
- 新しいタイプや革新的な製品の場合、既存端末の過去の残価率をそのまま適用することが適切か否か議論の余地あり。



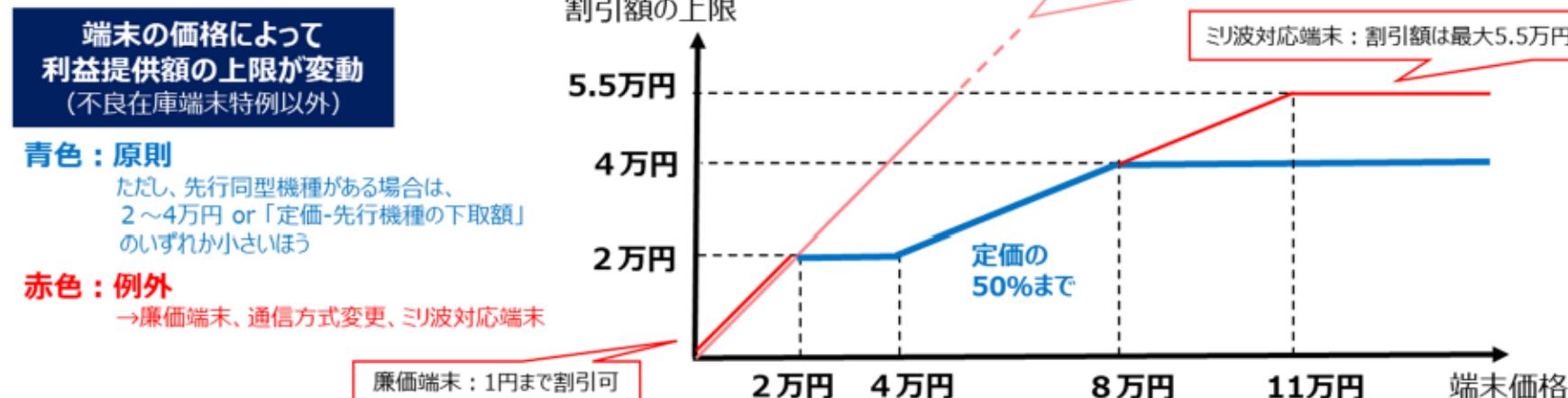
残価率は、発売から経過期間に応じて一律に線形で減価する算定方式にて、
各社がすべての機種に対して一律かつ共通で適用できる考え方の採用を要望。



4-2. その他顕在化している課題②

- 端末割引規制が2万円をキヤップとした固定価格圧力として機能。

<参考：端末割引額の上限ルール（総務省資料）>



廉価端末の定義が2万円以下となっていることから、1円端末実現のために小売価格2万円で販売できる端末を用意しないと販売が困難となる状況。

しかし、資材価格高騰の状況下において、メーカーは利益を削って採用を目指す状況。

End of Document